

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北根菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町新堀字宮地二五六八番 一地先から同市菖蒲町新堀字物見塚 二一三番一地先まで		区 間
一三・〇〇〃 二四・九二	五・七九〃 一二・四一	敷地の幅員 (メートル)
一一八二・八七		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考